

サービス付き高齢者向け住宅 ゆたかな家っこいさわ

重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

- (1) 株式会社ケアサービスゆたかが経営（運営）するゆたかな家っこいさわ（以下「当館」という）が行う介護等サービス（以下「サービス」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理者運営に関する事項を定め、管理者や職員が要介護状態にある高齢者に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。
- (2) 当館は関係法令に基づき、可能な限り、入居者様がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るようサービス提供に万全を期するものとする。
- (3) 入居者様の意思及び人格を尊重し、常に入居者様の立場に立ってサービスを提供するように努める。
- (4) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉・サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

2. 当館が提供するサービスについての相談窓口

電話 0197-47-6010

原則は、午前 8 時 30 分～午後 17 時 30 分までとなります。

但し、お急ぎの場合にはこの限りではございません。

担当 生活相談員 佐々木光司 北湯口真由美

※ご不明な点は何でもお尋ねください。

3. ゆたかな家っこいさわの概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	ゆたかな家っこいさわ
所在地	岩手県奥州市胆沢若柳字下松原 80 番
登録番号	第 52 号

(2) 同施設の職員の概要

職員の概要	職種名	現在数	資格	業務内容
	管理者	1 人（常勤兼務）		業務等の管理
	生活相談員	1 人（常勤兼務）	社会福祉主事	相談、サービスの提供調整等
	介護職員	4 人（常勤兼務）	ヘルパー2 級等	入居者様の生活介護支援等

(3) 職員の勤務体制

勤務体系	人員	時間
日 勤	2 人	9 : 00～18 : 00
夜 勤	1 人	18 : 00～9 : 00

(4) 設備の概要

定員	22 名（夫婦等で入居ある場合定員数はその限りでない）
居室 （全室個室）	22 室（1 室 18.21 m ² ）
居間	1 階 1 か所（29.7 m ² ）、 2 階 2 か所（55.54 m ² ）
食堂	2 階 1 か所（52.8 m ² ）
台所	1 階 1 か所（3.31 m ² ）、 2 階 1 か所（9.1 m ² ）
浴室	1 階 1 か所（5.85 m ² ）一般浴（リフト付き） 2 階 1 か所（5.85 m ² ）一般浴（リフト付き）

4. サービスの内容

①基本サービス（生活支援サービス）

要介護度に関わらず 日額 840 円 月額 25,200 円（30 日算定）

緊急通報、安否確認、生活相談等のサービス

②介護サービス（介護保険外サービス）

要介護度に関わらず 日額 3,300 円 月額 99,000 円（30 日算定）

外出付き添いサービス、身体介護、家事代行サービス、入退院時サービス等のサービス

5. 食事の提供

①食事の提供は、栄養、入居者様の身体状況・嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行います。
また、入居者様の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行います。

②食事の時間は概ね次の時間とします。

- 一 朝食 7 時 30 分～
- 二 昼食 正午～
- 三 夕食 午後 17 時 00 分～

6. 入居者利用料金（月額 30 日の料金）

（1）基本料金

- ①家賃（日額 1,500 円、月額 45,000 円）
- ②共益費（日額 700 円、月額 21,000 円）
- ③食費（日額 1,770 円、朝 480 円、昼 600 円、おやつ 110 円、夕 580 円 月額 53,100 円）
- ④生活支援サービス費（日額 840 円 月額 25,200 円）

（2）その他の料金

- ①理美容費 1 回 2,200 円
- ②行政手続き代行費 1 時間 1,100 円
- ③通院にかかる交通費 片 道 550 円～2,200 円
- ④オムツ等処理費 月 額 550 円（使用者に限り）
- ⑤施設レク活動費 月 額 220 円
- ⑥洗濯代行費 月 額 3,300 円

（3）支払方法

毎月、20 日までに前月分のご請求をいたしますので、10 日以内にお支払いください。お支払いを確認後に領収書を発行します。

お支払方法は、①窓口へ直接、②口座自動振替、③銀行振り込みの中からご自由にお選びいただけます。

7. 入退去の手続き

（1）入居手続き

入居前に契約を結びサービスの提供を開始します。

（2）退居手続き

①入居者様のご都合で退居される場合

退居を希望される日の 2 ヶ月前までにお申し出下さい。

②終了

以下の場合には契約書の定めのほか、双方の合意によりサービスを終了できます。

- ・入居者様が介護保険施設等に本入所となる場合
- ・入居者様がお亡くなりになった場合

③その他

- ・入居者様が入居利用料金の支払いを 3 ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず 10 日以内に支払わない場合、または入居者様や連帯保証人の方などが当館や当館の従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、退居していただく場合がございます。この場合、契約終了 10 日前までに文書で通知いたします。
- ・やむを得ない事情により、当館を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し、退居していただく場合がございます。この場合、契約終了 30 日前までに文書で通知いたします。

8. サービスの特徴等

(1) サービス利用のために

事 項	有・無	備 考
男性介護職員の有無	有	
従業員への研修の実施	有	
サービスマニュアルの作成	有	
身体拘束	無	
その他		

(2) 入居にあつての留意事項

- ①面会 原則として午前 9 時から午後 17 時の間でお願いします。
- ②外出・外泊 原則として立会人兼保証人様等の付き添いが必要です。
- ③飲酒・喫煙 原則禁止
- ④設備、器具の利用 ご利用の際は職員にお話し下さい。
- ⑤金銭貴重品の管理 ご相談に応じます。
- ⑥所持品の持ち込み 特に制限はございません。ご相談ください。
- ⑦施設外への受診 施設において送迎、お付き添い可能です。
(但し、送迎、お付き添いには別途料金が発生いたします。)
- ⑧宗教活動 ご遠慮ください。
- ⑨ペットの飼育 ご遠慮ください。

9. 虐待防止に関する事項

1. 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
 2. 虐待防止のための指針の整備
 3. 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 4. 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- また、サービス提供中に、施設従業者又は養護者（利用者様の家族等、高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者様を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

10. 身体拘束

当施設は、入居者様、又は他の入居者様の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束及び、その他入居者様の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の入居者様の心身の状況、並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

11. 業務継続計画の策定等

当施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者様に対する住宅サービスの提供を継続的に実施するための及び、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定しています。

業務継続計画に従い、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。また、業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

12. 衛生管理等

当施設は、入居者様の使用する設備、食器、飲用水等について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生管理上必要な措置を講じます。また、施設において感染症が発生し、又はまん延しないよう次に掲げる措置を講じます。

1. 施設における感染症の予防及び、まん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
2. 施設における感染症の予防及び、まん延の防止のための指針を整備する。
3. 施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

13. 非常災害対策

- ①災害時の対応 消防計画に基づき、迅速に対応します。
- ②防災設備 防火設備基準を満たしております。
- ③防災訓練 総合防災訓練を年2回以上行います。
- ④防火責任者 防火管理者 佐々木崇裕

14. 秘密保持等

- (1) 職員は正当な理由なく、業務上知り得た入居者様または、その連帯保証人様の情報を第三者に漏らさないものとする。
- (2) 退職者等が正当な理由なく、業務上知り得た入居者様または、その連帯保証人様の情報を第三者に漏らさぬよう必要な措置を講じます。
- (3) 居宅介護支援事業者等に対して、入居者様に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者様または連帯保証人様の同意を得ます。
- (4) 入居者様の居室には、ご本人様の同意なしに入室はいたしません。ただし、緊急時等についてはこの限りではありません。

15. サービス内容に関する相談苦情

1. 当施設ご入居者相談・苦情担当
苦情解決責任者 管理者 佐々木崇裕 [連絡先 0197-47-6010]
苦情受付担当者 生活相談員 [連絡先 0197-47-6010]
2. 奥州市 健康増進悠々館内 健康福祉課 [連絡先 0197-46-2977]
奥州市 福祉部 長寿社会課 [連絡先 0197-34-2197]
3. 県南広域振興局 保健福祉環境部 長寿社会課 [連絡先 0197-22-2850]

16. 事故発生時・緊急時の対応

1. サービス提供中に入居者様の心身の状況に異変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに救急車（救急隊員）、連帯保証人様、管理者及びかかりつけ医等医療機関に連絡し、適切な措置を講じます。
2. サービス提供中に事故が発生した場合は、速やかに救急車（救急隊員）連帯保証人様、管理者及びかかりつけ医等医療機関に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
3. サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。ただし、当館の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではありません。

< 緊急連絡先 >

緊急連絡先		
立 会 人 兼 保 証 人	氏 名	
	住 所	
	電話番号	
	続 柄	
	氏 名	
	住 所	
	電話番号	
	続 柄	
主治医		
	病院又は 診療所名	
	医師名	
	住 所	
	電話番号	

17. 医療機関等

事業医者は、下記医療機関や歯科診療所の協力をいただき、入居者様の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

<協力病院 / 診療所>

病院・医院名	住所	電話番号
まごころ病院 (内科/外科/歯科・口腔外科)	岩手県奥州市胆沢南都田字大持 40	0197-46-2121
千田整形外科クリニック	岩手県奥州市水沢太日通り 2-6-33	0197-25-3535
千田内科クリニック	岩手県奥州市前沢向田 1-16-3	0197-47-4571
かじかわクリニック	岩手県奥州市水沢佐倉河字慶徳 26-1	0197-47-4733

18. 当法人の概要

名称・法人種別 株式会社ケアサービスゆたか
代表者役職氏名 代表取締役 佐々木 裕
本部所在地 岩手県奥州市前沢駅東三丁目 4 番地 15

定款に定めた事業

1. サービス付き高齢者向け住宅、サービス付有料老人ホーム、高齢者専用賃貸住宅等の設置、運営、管理
2. 介護保険法に基づく介護事業
 - (1) 居宅サービス事業
 - (2) 地域密着型サービス事業
 - (3) 居宅介護支援事業
 - (4) 地域密着型介護予防サービス事業
3. 前各号に付帯する一切の業務及びコンサルティング事業
4. 介護に関する相談事業及び支援事業

令和 年 月 日

「ゆたかな家っこいさわ」入居にあたり、入居者様に対して建物賃貸借契約書、生活支援サービス契約書、登録事項等についての説明書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

<事業所名> 株式会社ケアサービスゆたか
<本部所在地> 岩手県奥州市前沢駅東三丁目 4 番地 15

<代表者名> 代表取締役 佐々木 裕 印

<説明者> 所 属 サービス付き高齢者向け住宅
ゆたかな家っこいさわ

氏 名 佐々木 崇裕 印

私は、建物賃貸借契約書、生活支援サービス契約書、登録事項等についての説明書及び本書面により、事業者から「ゆたかな家っこいさわ」入居についての重要事項の説明を受け、サービス提供の開始に同意します。

入所者様住所

氏 名 印

連帯保証人様住所

氏 名 印